十五等級	百分の百二十
十六等級	百分の百二十五
十七等級	百分の百三十
十八等級	百分の百三十五
十九等級	百分の百四十
二十等級	百分の百四十五
二十一等級	百分の百五十
二十二等級	百分の百五十五
二十三等級	百分の百六十
二十四等級	百分の百六十五
二十五等級	百分の百七十
二十六等級	百分の百七十五
二十七等級	百分の百八十
二十八等級	百分の百八十五
二十九等級	百分の百九十
三十等級	百分の百九十五
三十一等級	百分の二百

四　法第九十三条第一項第一号、第三号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第四号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第六号又は第七号に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときの前号の規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

4　漁獲・特定養殖共済のうち法第百十三条の三に規定する包括継続申込特約がある共済契約であって塡補方式が地震等比例塡補付約定限度内塡補方式であるものに係るものの法第百十二条第二項の基準共済掛金率は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一　当該方式で定める割合が百分の三十の場合　前項の表の約定限度内塡補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考第一号から第三号までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第一号から第三号までによって得た率）に百分の十を加えて得た率

二　当該方式で定める割合が百分の二十の場合　前項の表の約定限度内塡補方式の欄の中欄に掲げる率（同表備考第一号から第三号までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第一号から第三号までによって得た率）に百分の十一を加えて得た率

三　当該方式で定める割合が百分の十の場合　前項の表の約定限度内塡補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考第一号から第三号までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第一号から第三号によって得た率）に百分の十二を加えて得た率

（法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間）

第七条　法第百十三条の二第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産大臣が定める期間は、三年間（法第百十三条の二第二項に規定する期間のうちに規則第四十九条ただし書第二号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）とする。

（規則第五十六条の二第二項第三号の農林水産大臣の定める範囲内の割合）

第八条　規則第五十六条の二第二項第三号（規則第七十一条の二十（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める範囲は、次の全てに該当する範囲とする。

一　当該継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合（当該割合が第三号の割合を下る場合にあっては、第三号の割合）を超えない範囲

二　法第百十条第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）（規則第七十一条の二十において準用する場合にあっては、法第百二十五条の八第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度の共済限度額に対する割合を超えない範囲

三　法第百四条第一号（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に掲げる漁業に係る漁獲・特定養殖共済にあっては、令第十三条（令第三十七条において準用する場合を含む。）の共済限度額に乗ずべき割合を下らない範囲

四　規則第五十六条の二第一項第三号に掲げる事由によって割合の変更を行う場合にあっては、当該継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する同号に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じて得た割合を下らない範囲

（法第百十三条の二第五項の農林水産大臣が定める期間）

第九条　法第百十三条の二第五項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産大臣が定める期間は、二年間（法第百十三条の二第五項に規定する期間のうちに規則第四十九条ただし書第二号及び第三号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間）とする。